

令和2年10月11日

## 領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第64号）

### 【ポイント】

○オマーン王立警察は、本11日（日）から24日（土）における午後8時から午前5時までの時間帯の移動禁止措置の例外につき発表しました。なお、出国・入国者、緊急・人道的事態関係者及び患者は措置の対象とならないとしています。

### 【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 10月11日、オマーン王立警察（ROP）は、本11日（日）から24日（土）における午後8時から午前5時までの時間帯の移動禁止措置の例外につきまして、以下のとおり発表しました。

- （1）ロックダウン中の走行を認める車両
  - 緊急車両（電気、水道、通信関係）
  - ゴミ・下水汚物収集車
  - 消防当局車両（救急車、消防車等）
  - 食料・消耗品運搬車
  - 鮮魚運搬車
  - オイル・ガス運搬車、給水車
- （2）野外病院（旧空港敷地）医療従事者
- （3）港、国境を通じた輸入・輸出品コンテナ運搬車両（運転手のみ）
- （4）空港を通じて出国・入国する旅行者（eチケットの要提示）
- （5）緊急・人道的事態関係者、患者（病院予約確認票（SMS）の要提示）

2 10月11日のオマーン保健省の発表によりますと、8～10日に1,761件の新規感染を記録し、10日までの累積感染症例数は105,890件（死亡件数は1,038件、治癒件数は92,840件、治癒率87.6%）、10日の入院件数は562件（新規65件、ICU219件）です。

3 成田空港では8月3日から新型コロナウイルスの水際対策として、唾液を使った抗原検査の運用が開始されております。詳細は、以下のホームページでご確認下さい。  
○厚生労働省成田空港検疫所ホームページ（成田空港から入国する際の検疫手続きについて）

[https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008\\_kensa-nagare.pdf](https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008_kensa-nagare.pdf)

○厚生労働省ホームページ（水際対策の抜本的強化に関するQ&A）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkiyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkiyou_00001.html)

4 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに（公共の場でのマスク不着用に対する罰金は100オマーンリアル）、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館まで御一報ください。）

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－住所：Villa No. 760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、 Shati Al-Qurum

－電話：（+968）24601028

－FAX：（+968）24698720

－ホームページ：[https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>